

# 保安林不法伐採についての再度の申し入れ

2009年2月9日

日本共産党愛媛県会議員 佐々木泉

愛媛県知事 加戸守行殿

森林行政の推進のためのご努力に敬意を表します。また、昨年11月28日に久万高原町東明神の民営スキー場「久万スキーランド」の保安林不法伐採について申し入れを行なったことについて、事態解明のために誠意ある対応をいただき、ご苦勞下さっていることにも感謝申し上げます。

この問題は、現地の久万町議会に調査特別委員会がつけられ、真摯な調査が行なわれており、このなかで数々の論議が交わされていると報道されています。私どもにも、その後、新たな情報が寄せられておりますので、県が進めている調査に役立てていただくため、以下のとおり申し入れます。

## 1、 ゲレンデの不法拡張と拡張部分の保安林大量伐採が最大の問題

同スキー場は、もともと1985年5月29日の開発申請時には「山林4.0443ha」を切り拓いて事業用地とするというものでしたが、実際には隣接地を大規模に開発して事業面積を拡張。2002年2月時点で、合計8.0997haと倍増しています。

しかも、その内訳をみると、4.0443haのはずの事業用地が6.1580haに膨れ上がったのに加えて、「保安林1.8762ha」「町道0.0655ha」までが事業用地に組み込まれており、①申請面積を大幅に越えた不法拡張であること、②保安林を不法に大量伐採していることが明らかです。

今回明らかになった事態の最大の問題点はここにあり、実態の解明と、その原因、責任の所在の明確化が必要です。

## 2、新たに寄せられた情報について

### ① スキー場への道路となって消えた保安林

スキー場直下に久万高原町所有の保安林（東明神乙757-34）があるが、すべて伐採され、スキー場への道路として舗装されてしまいました。08年10月現在も、地目は「保安林」のままです。

② 道路に面していない飛び地に開発許可

スキー場の食堂が建設されている土地（東明神乙754-60）は、保安林と水路に囲まれているため道路に面しておらず、本来、開発許可が下りないはずの場所です（開発には6.5m以上の接面道路が必要）。①で指摘した私道には面しているものの、本来は許可されない場所です。それなのに「なぜこのような飛び地に開発許可がおりたのか」と疑問の声が出ています。

③ 建築確認申請に問題はないか

スキー場にある施設のうち、レストラン、事務所、貸しスキー棟、トイレなどのある建物は、不法伐採した保安林上にまたがって建築されたため、本来なら許されないものですが、1985年6月3日に建築確認を得ています。これについて、建築確認申請の内容に問題はなかったか、建築確認は妥当だったかなどの疑問が起こっています。

なお、この建物は約10m南西に移築され増設という形で1989年2月3日に建築確認を得ていますが、その際に県建築指導課に提出された図面にも問題があり、保安林との境界が建物を外れていて問題がないかのような図面となっているが、これは実際とは異なるとの指摘があります。

以上ですが、もとより、スキー場は久万高原町にとっての有力な地域活性化資源ですので、早期に、実態と責任を明確にして必要な行政措置をとるなど、一刻も早い解決を望むものです。

以 上